

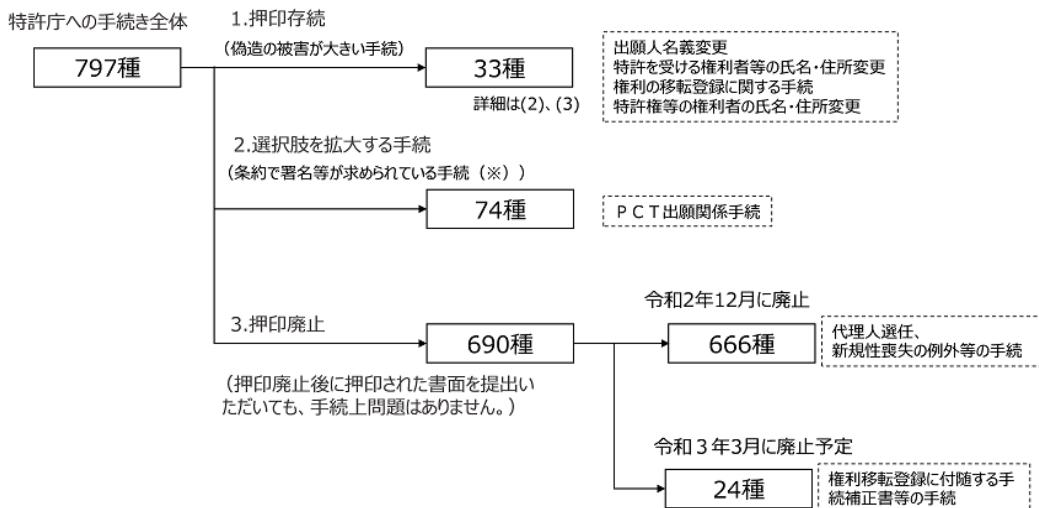
知財の広場

「コロナ下で変わったこと」

新型コロナウイルスの対応として、テレワーク等が推奨されている中、押印のため出社しないといけないという問題がクローズアップされていましたが、政府は、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続については、「経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定）」及び「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」に基づき、各府省は、原則として全ての見直し対象手続について、年内（2020年）に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正を行う（年内の対応が困難なものについては見直しの方針を明らかにする）こととされています。

それに伴い特許庁においても、令和2年12月28日に「特許庁関係手続における押印の見直しについて」として、特許庁に対する押印を求めていた申請手続き 797 種類の内、666 種類が同日に廃止になりました。

従来、商標出願書面に誤った印鑑を押して手続きをした際に、特許庁から「本当に出願人が出願したのか？」を確認するために「手続補正指令書」がよく出願人へ通知されていましたが、今後は、なくなると思います。



出展：特許庁_特許庁関係手続における押印の見直しについて

不明点があれば、INPIT滋賀県知財相談窓口（TEL.077-558-3443）にご相談をお願いいたします。

有元 幸郎（知財ナビゲーター）